

平成24年第4回定例会

教育福祉常任委員会
会 議 録

期日：平成24年12月12日（水）

場所：大曲庁舎 大会議室

大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

日 時 平成24年12月12日（水曜日） 午前10時00分～午後2時37分

会 場 大仙市役所 3階 大会議室

出席委員（7人）

1 番 藤 田 君 雄	6 番 杉 沢 千恵子	9 番 小 松 栄 治
1 2 番 石 塚 柏	1 4 番 大 野 忠 夫	1 9 番 大 山 利 吉
2 6 番 佐 藤 孝 次		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

健康福祉部長	佐々木 昭	健康福祉部次長	上野孝成
健康福祉部次長	今田秀俊	社会福祉課長	佐々木清哉
地域包括支援センター所長	逸見博幸	児童家庭課長	中野谷綾子
健康増進センター所長	豊嶋真紀子	教 育 長	三浦憲一
教育指導部長	小笠原晃	生涯学習部長	佐藤裕康
生涯学習部次長	熊谷博英	生涯学習部次長	滝沢清寿
生涯学習部次長	竹内孝悦	生涯学習部次長	高橋公太郎
教育総務課長	佐藤彰洋	教育指導課長	千田寿彦
生涯学習課長	山谷喜元	学校給食センター所長	鈴木喜一
総合図書館長	邑山兼光	総合市民会館長	羽根川和雄

議会事務局職員出席者

主 席 主 査 田口美和子

審議案件

第1 議案第187号 大仙市立保育所設置条例を廃止する条例の制定について

- 第2 議案第195号 玉川荘の指定管理者の指定について
- 第3 議案第196号 大仙市西仙北高齢者ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第4 議案第197号 水沢世代交流福祉館の指定管理者の指定について
- 第5 議案第198号 小種世代交流福祉館の指定管理者の指定について
- 第6 議案第199号 中淀川世代交流福祉館の指定管理者の指定について
- 第7 議案第200号 荒川福祉会館の指定管理者の指定について
- 第8 議案第201号 沢内高齢者健康増進ふれあい館の指定管理者の指定について
- 第9 議案第204号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）【質疑まで】
- 第10 陳情第50号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求めることについて
- 第11 陳情第51号 安全・安心の医療・介護実現のための夜間改善・大幅増員を求めることについて
- 第12 陳情第54号 国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求めることについて
- 第13 議案第179号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第192号 刈和野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第15 議案第193号 大仙市小杉山地区生涯学習センターの指定管理者の指定について
- 第16 議案第194号 神岡中央公園屋内多目的施設等の指定管理者の指定について
- 第17 議案第204号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）【質疑まで】
- 第18 議案第204号 平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）【討論・採決】
- 第19 議案第208号 平成24年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 陳情第52号 「教育費無償化」の前進をもとめることについて
- 第21 陳情第53号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめることについて
- 第22 議案第212号 平成24年度市立大曲病院事業会計補正予算（第1号）
- 第23 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

○委員長（大山利吉） おはようございます。ただいまより、教育福祉常任委員会を開会いたします。毎回のことでございますが、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いしたいと思います。それでは審査に入ります。議案第187号「大仙市立保育所設置条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。中野谷児童家庭課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 議案第187号についてご説明申し上げます。議案書63頁をお開き願います。「大仙市立保育所設置条例を廃止する条例の制定について」であります。これは大仙市立児童福祉施設等法人化実施計画に基づき、南外保育園を平成25年4月1日から社会福祉法人大空大仙に移譲するため廃止する必要があり、これによって市立保育所全てが法人立となることから、当該条例を廃止するものであります。なお施行期日は、平成25年4月1日であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第195号「玉川荘の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉）　続きまして、社会福祉課で所管しております施設が7カ所ございますが、はじめに指定管理者の指定につきまして共通した事項について最初にご説明を申し上げます。議案書では、72頁から78頁までの7つの施設になっております。今回の指定管理者は指定期間の満了に伴う指定の更新によるものでございます。指定期間をいずれも平成25年4月1日から平成30年3月31日の5カ年としております。また、今回の指定にあたりましては、各施設とも「非公募の選定」により、現在の指定管理者が引き続き指定を受けることとなっております。なお、今回の指定管理者の指定に関しましては、去る10月9日に開催されました「指定管理者申請審査委員会」にて了承をいただいているものでございます。

それでは、最初に議案書の72頁、議案第195号「玉川荘の指定管理者の指定について」をご説明いたします。本議案につきましては、大仙市の花館地区にあります世代交流福祉施設「玉川荘」の指定管理者を、引き続き、地元の「下大戸町内会」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉）　説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉）　なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉）　討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉）　ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第196号「大仙市西仙北高齢者ふれあいセンターの指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉）　はい、委員長。

○委員長（大山利吉）　はい、課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 次に、議案書73頁、議案第196号「大仙市西仙北高齢者ふれあいセンターの指定管理者の指定について」でございます。本議案につきましては、西仙北支所に隣接してあります「西仙北高齢者ふれあいセンター」の指定管理者を、引き続き、「社会福祉法人・大仙市社会福祉協議会」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第197号「水沢世代交流福祉館の指定管理者の指定について」を議題といたします。再び佐々木社会福祉課長、お願いいたします。

○社会福祉課長（佐々木清哉） はい、委員長。次に、議案書の74頁、議案第197号「水沢世代交流福祉館の指定管理者の指定について」でございます。本議案につきましては、協和地域にあります「水沢世代交流福祉館」の指定管理者を、引き続き、「水沢温泉運営委員会」に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第198号「小種世代交流福祉館の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長 (佐々木清哉) はい、委員長。次に、議案書の75頁、議案第198号「小種世代交流福祉館の指定管理者の指定について」でございます。本議案につきましては、同じく協和地域にあります「小種世代交流福祉館」の指定管理者を、引き続き、「小種部落協議会」に指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長 (大山利吉) はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。ございませんか。はい、大野委員。

○委員 (大野委員) たいした中身でないけれども、今のことなんですが、指定管理料の関係で、ずっと今言われてきたこと共通するところありますけども、収支計画書ってこのやつもらったことと、その前にはもう一冊交付団体の申請と2冊きてるんだけど、この中で収支計算書の方では指定管理料ゼロ、こっちの申請の方さいきますと管理費って書いてるんだども、この管理費と指定管理料との違い、なんと違いだすか、これ。

○委員長 (大山利吉) はい、佐々木社会福祉課長。

○社会福祉課長 (佐々木清哉) はい。経費的な部分については債務負担のところの説明したいと思っておりましたところですけども、小種の世代交流福祉館につきましては、所謂、指定管理者である小種部落協議会の方で自主的に運営管理費については、会費、構成している集落の方々の世帯から会費をいただいて、そしてそれを維持管理費にあてているというふうなことで、指定管理は協議会となっておりますが、指定管理費については伴わないというふうなことで運営されている施設となっております。ですので小種の世代交流福祉館のその収支会計の中にでてくる分の管理費というのは、おそらく人件費絡みの部分だというふうに考えております。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木部長。

○健康福祉部長（佐々木昭） ただ今の件でございますが、前にお渡ししている物につきましては、管理費350千円ということで載っているかと思えます。これに関しましては土地改良区の方からきた、部落関係のあくまでも部落の収支決算書でございます、後でまわりました収支決算の指定管理料ゼロ、これが本来の指定管理、うちのほうからやっている指定管理料ゼロということでございます。ですので大野委員言いました、先程の違いというのは、あくまでも350千円につきましては、これ部落の収支決算書除いてますので、総務課の方で渡したのは間違っただけで、2回目に渡したのが本来の指定管理料の収支決算書でございます。

○委員（大野委員） 付記って書いた方さ、大仙市と土地改良区と書いてるんだども、管理費のどこ。大仙市からも、大仙市と書いてるから、指定管理料の話だべがなと思っただども。

○健康福祉部長（佐々木昭） 指定管理料とはまた違います。

○委員（大野忠夫） これ2冊渡ったども、最初の方は差し替えだということ。

○健康福祉部長（佐々木昭） そうです。

○委員（大野忠夫） そう説明してれば良かったどもよ。俺総務課さ聞いたども、それはそれだという話なので、おかしなと思っただ。分かりました。

○委員長（大山利吉） 大野委員、よろしいですか。

○委員（大野忠夫） はい。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第199号「中淀川世代交流福祉館の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木社会福祉課長。

- 社会福祉課長（佐々木清哉） はい、委員長。次に、議案書の76頁、議案第199号「中淀川世代交流福祉館の指定管理者の指定について」でございます。本議案につきましては、同じく協和地域にあります「中淀川世代交流福祉館」の指定管理者を、引き続き、「中淀川部落協議会」に指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 委員長（大山利吉） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第200号「荒川福祉会館の指定管理者の指定について」を議題といたします。再び佐々木社会福祉課長、お願いします。

- 社会福祉課長（佐々木清哉） はい、委員長。次に、議案書の77頁、議案第200号「荒川世代交流福祉館の指定管理者の指定について」でございます。本議案につきましては、同じく協和地域にあります「荒川世代交流福祉館」の指定管理者を、引き続き、「荒川福祉会館運営委員会」に指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第201号「沢内高齢者健康増進ふれあい館の指定管理者の指定について」を議題といたします。佐々木社会福祉課長、説明をお願いします。

○社会福祉課長（佐々木清哉） はい、委員長。次に、議案書の78頁、議案第201号「沢内高齢者健康増進ふれあい館の指定管理者の指定について」であります。本議案につきましては、同じく協和地域の船岡にあります「沢内高齢者健康増進ふれあい館」の指定管理者を、引き続き、「沢内自治会」に指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

○委員（佐藤孝次） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤孝次） 今7件についてそれぞれ指定管理の部分ずっと説明を受けて、異議なし、異議なしでいいという話できたども、それぞれの部落会の自治会の、会館というのはこれ以外にあるもんだすか、ねえもんだすか。これが部落会館に置き換わっているということになってるもんだすか。その辺りちょっと教えてたい。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） はい、委員長。別にあると。

○委員（佐藤孝次） うんうん、なるほど。

○委員長（大山利吉） 佐藤委員。

○委員（佐藤孝次） はい。この5カ年を指定管理という形で、5年を決定するという形になってるわけだども、将来的にもその方向付けがとられると考えられるもんだすか。その辺りちょっと教えてたい。

○委員長（大山利吉） はい、佐々木課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 今回の今後5年間の指定管理についてはご説明した状況がございますけれども、高齢化がどこの地域でも進んでおる状況がございますし、現在利用している地域の高齢者の方々が5年後だんだん少なくなっていくことが予想されます。そういった状況を想定いたしますと、やがてはやはりそういう地域にこの施設を持っていただくというふうな方向に変えていかなければならないだろうというふうな、そういう思いは持っているところでございます。そこら辺を今後5年間の中で各地域の施設の状況を把握しながら、判断しながら、地域の方々とのそういった意見交換をしていきながら、将来的な施設のあり方について検討してまいりたいと思っております。

○委員（佐藤孝次） はい。

○委員長（大山利吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤孝次） 今、それぞれが部落会館をもってるというのであれば、なるほどなと今感じたわけだども、もしかもそれがなくてこれがそれと置き換わった状況で使われている、運営されている施設だとすれば、今それぞれがその部落会、自治会に対して譲与しながら持ってもらおうという形が今それぞれ作られてるわけだべがら、その考え方は持っていかねといけね施設なるだろうと思うわけなんで、今聞いたわけです。はい、了解しました。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。

○委員（佐藤孝次） はい。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 終わった話で、このことと関連してちょっとお話ししたいと思います。社会福祉協議会の件、社会福祉法人の代表者の人たちに集まってもらって、協議したことがあったすよね。あの時に、社会福祉協議会が現金預金の残高40,000千円くらいしかなくて、こんなんでも本当に安定的に賃金払えるかといった、ちょっと辛口の話

したことがあります。そしたらまもなく決算報告きて、49,000千円でいうから、だいたい50,000千円くらい現金預金が増えたと、決算も良くなったという報告で、非常によかったなというふうに思っております。ただ審査するだけでなく、普段から皆さんの方で、ここ大丈夫だべがなとかやっぱり委託するのがいいかどうかというのは議員がいちいち口挟むというのは難しいので、やっぱりその辺のところも含めて、是非皆さんに頑張っていたきたいなあと思っています。ただ若干すよ、こんたに急にいきなり利益ってでるものなのかなと思わないわけでもないですので、そこら辺も含めて皆さんのご指導をですね是非期待したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。私から以上です。

○委員長（大山利吉） はい、答弁は。

○委員（石塚柏） 今の話で、なければないで結構です。

○委員長（大山利吉） はい、分かりました。ほかにありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第204号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」の内、健康福祉部の予算について、議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐々木清哉） はい、委員長。議案第204号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」にかかる、社会福祉課所管分についてご説明申し上げます。補正予算書では17頁、また主な事業の説明書では14頁をお開き願いたいと思います。3款1項7目「社会福祉施設費」でございます。64事業の「既存介護施設スプリンクラー等設備整備費補助金」につきましては、補助金として5,094千円の補正をお願いするものでございます。今回の補助をする施設は、大曲地域の藤木地区でグループホ

ーム2カ所、また角間川地区で小規模多機能型居宅介護事業所1カ所、合計3カ所で介護サービスを展開しております「有限会社ファイン」に対しまして、スプリンクラーを設置する経費の一部助成として、床面積の㎡あたり9千円を乗じ、総額で5,094千円を交付するものでございます。今回の3カ所の施設は、床面積がいずれも消防法上の設置義務とされる275㎡を下回っておりまして特に設置の義務はございませんが、施設利用者の安全向上を図るために実施するものでございます。なお、今回の設備は、通常の水が散水される通常のスプリンクラーとは異なり、所謂「消火器」に詰めてある「消火剤」、これが散布される「住宅用下方放出型自動火災消火装置」といわれているものでございまして、これにつきましてはスプリンクラーと同等の効果があることから、補助対象として扱っているものでございます。なお、財源につきましては、国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用した県の基金事業として、全額県補助金が充てられております。今回の設置義務がない3施設へのスプリンクラーの設置によりまして、平成21年度から整備を進めてまいりました既存施設に対する「スプリンクラー及び自動火災報知設備、消防機関への火災通報装置」いずれの設置についても、大仙市のすべての介護関連施設において設置されることとなりまして、施設利用者への安全性の向上が確保されたというふうに認識しております。以上でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。説明が終了しました。このあとも説明が続きますが、課ごとに質疑を行っていきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 異議なしと認めます。それでは、ただいまの課長の説明に対しまして、質疑がございましたらお願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、上野健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長、お願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野孝成） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、上野次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野孝成） それでは引き続き説明させていただきます。議案第204号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」

における生活支援課所管分につきまして、ご説明申し上げます。同じく資料№.3 補正予算書の17頁、それから資料№.3 - 1 主な事業の説明書の13頁をお願いいたします。

3款1項5目13事業「自立支援医療給付費」につきまして、13,864千円を追加いたしまして、補正後の額を94,766千円とするものでございます。本事業は、身障手帳を所持する18歳以上の障がい者の方々の障がい除去、軽減することにより日常生活能力や職業能力の回復等を目的に、特定の疾患に対する治療により機能向上が見込まれます対象者へ医療費の一部を支援するものでございます。生保受給者へは全額支援することになります。説明資料の事業概要の(2)にあります通り、該当する医療費は、腎臓、心臓、肢体・咀嚼等でございます。今回の補正は、腎臓機能に障がいがあり人工透析治療を行っております生活保護受給者が当初予定しておりました12人から4名増、うち1名は見込みでございますけれども、計16名となったこと、肢体・咀嚼につきましても、当初3人から6人増加し9名という状況になりまして、今回の補正をお願いするものでございます。なお、生活保護制度では他法他施策の活用を優先することから、医療扶助においても同様に他法施策で可能な場合は、その制度を利用することとなりますので、人工透析治療の場合は当事業が優先されることとなります。なお、当事業の財源内訳でございますけれども、国の負担分1/2でございますけれども6,931千円、それから県の負担金1/4でございますけれども、3,465千円の計10,396千円が充当されることとなります。

以上で、生活支援課所管分の説明を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

○委員長（大山利吉） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

○委員（大野忠夫） はい。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） あまりこの話は聞きにくい話ですけれども、今生活保護の関係で、非常に不正の支給があるということが色々言われてますけれども、この今回の生保の関係で、4名こういうこと見ていくと、これはないと思いますけれども、そういう生活保護の受給者ではないということでもいいですか。生活保護の支給の仕方でも色んな不正があるということ、よくまわりで、全国的にも言われていますよね。それでそういう部分に該当する部分ではないというふうに、そこを聞いているんです。

○委員長（大山利吉） はい、上野次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野孝成） はい、委員長。それとは違いまして、障がい関係色々と手帳を持っている方々、間違いなくお医者さんからのあれももらいますので、そういうあれにはなりませんのでよろしくお願いします。

○委員長（大山利吉） 大野委員よろしいですか。

○委員（大野忠夫） いいです。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、中野谷児童家庭課長、お願いいたします。

○児童家庭課長（中野谷綾子） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、中野谷課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） 児童家庭課所管分についてご説明申しあげます。補正予算書は17頁、主な事業の説明書は15頁をお開き願います。3款2項1目91事業「母子生活支援施設入所措置費」補正2, 534千円は、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱等の改正により事務費保護単価が変更されたことに伴い、措置費に不足が生じたため扶助費を補正するものであります。また、当初予算において、前年度の実績をもとに横手市内の1施設、秋田市内の2施設にそれぞれ2世帯の入所を見込んでおりましたが、施設間での入所措置の移動が生じたことに伴いまして、支弁額が変動となったことによる措置費不足分も併せて補正するものであります。財源といたしましては、国庫負担金が1, 266千円、県負担金が633千円、一般財源が635千円であります。

続きまして補正予算書は同じく17頁、主な事業の説明書は16頁を開き願います。

3款2項3目13事業「広域入所委託事業費」補正3, 339千円は、大仙市外の保育所に広域入所する児童の増加に伴う運営費の負担金であります。当初予算において、前年度の実績をもとに1割強の広域入所を見込んだものの、保護者の就労場所等の関係などから大仙市外の保育所への入所を希望する世帯が増加しており、待機児童の解消や子育てと就労の両立を支援するため更なる受け入れが必要となったことから、広域入所児童の増加に伴う保育所に対する運営費負担金を補正するものであります。また、入所児童数の増加に伴う保育料収入427千円とすこやか子育て支援事業費補助金113千円

の増額補正及び私立保育所の入所児童数の減少に伴う保育所運営費国庫負担金収入 2 8 9 千円と県負担金収入 1 4 5 千円の減額補正を併せて行うものであります。

以上、児童家庭課所管の補正につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（大山利吉） はい、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。
- 委員（杉沢千恵子） はい。
- 委員長（大山利吉） はい、杉沢委員。
- 委員（杉沢千恵子） 母子生活支援のことについてお伺いいたします。一応入所させて保護するということなんですが、一時保護でしょうか、それとも長期とか期間というのはあるんでしょうかということが1点。住所が大仙市においたままでそこに入所するというのでしょうか。
- 委員長（大山利吉） はい、中野谷課長。
- 児童家庭課長（中野谷綾子） はい、委員長。こちらの方は一時保護ではなくて、長期に入所という、長期入所の費用でございます。それから住所ですけども、措置した時点で住所はこちらの施設の住所地に移りますが、措置した時点での担当している市町村がその費用を負担するということになってますので、こちらの皆さんはそれぞれ秋田市、横手市に住所は移っておりますが、措置費としては大仙市で支弁しております。
- 委員（杉沢千恵子） ということは入っている間ずっと措置するということなる訳ですか。
- 委員長（大山利吉） 中野谷課長。
- 児童家庭課長（中野谷綾子） 委員長。はい、そうです。
- 委員（杉沢千恵子） 住所がもう秋田に移ってるとすれば、秋田市の住民としての扱いになるので。これやっぱり国の支出金ですからどうでもいいというのはとても失礼なあれなんですけども、いいと思いますけども、私も秋田市のわかばハイム、1回視察してるんですけども、結構何年という長い年月あそこに入ったままの方々がたくさんいらっしゃるんで、住所もそちらの方に移してちゃんとそうしたほうがいいのかと思いますけども、こういう扱いになってるとすればそれを認めざるを得ないのかなと思いついて伺ったところですよ。
- 委員長（大山利吉） 中野谷課長。

○児童家庭課長（中野谷綾子） はい、委員長。まず子どもが18才になるまで、母子生活支援施設で過ごすこととなりますけども、措置した時点での住所地で措置するというふうに決まりになっておりますので、こういうことになっております。

○委員（杉沢千恵子） はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（大山利吉） よろしいですか。

○委員（杉沢千恵子） はい。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。次に、豊嶋健康増進センター所長、お願いします。

○健康増進センター所長（豊嶋真紀子） はい、委員長。議案第204号「平成24年度大仙市一般会計補正予算」の健康増進センター所管についてご説明させていただきます。補正予算書では18頁、主な事業の説明書では17頁をお開き願います。4款1項4目12事業「予防接種経費」23,958千円の補正につきましては、予防接種法施行令の一部改正に伴い、9月からは単独不活化ポリオワクチン予防接種の実施と11月からはジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風の4種混合ワクチン予防接種の実施により、係わる費用の補正をお願いするものでございます。事業の概要につきましては、説明書の中段をご覧ください。初めに、不活化ポリオワクチンにつきましては、8月末までは生ポリオワクチンの集団接種で行ってございましたが、9月からは不活化ポリオワクチンに切り替わり、受託医療機関で個別接種となっております。接種回数につきましては、初回接種の生後3カ月から12カ月の間に20日から56日の間隔で3回と、追加接種の初回終了後6カ月以上の間隔をおきまして、1回を行い全部で4回の接種となります。次に、4種混合ワクチンにつきましては、11月から3種混合ワクチンと不活化ワクチンを合わせた4種混合ワクチンが導入されたため、平成24年8月から同年11月までに生まれた乳児が接種対象になり、接種回数につきましては、不活化ポリオワクチンと同様に初回、3回と追加1回の4回接種となります。ただし、3種混合ワクチンの予算から移行になることから委託料の増額は発生せず、ワクチン代の単価差額が補正となります。対象経費として、不活化ポリオワクチンについては2回接種と3回接種を合わせて延べ2,147人分と4種混合ワクチンについては3回接種で延べ540人分を計上してお

ります。補正内訳としましては、ワクチン代15,155千円、医療機関への委託料8,803千円です。

以上をもちまして、健康増進センター所管の12月補正予算の事業説明を申し上げます。よろしく審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

○委員（石塚柏） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 予防接種で副作用ということで、相当反対というかそういう強い意志をもった人たちが全国にさんけいされるわけですけど、実際やってこられて副作用が見られるとか、副作用だなというふうに認定されたというような事例っていうのはどのくらいあるのかというのが1点と、それとなかなか予防接種を受けない保護者の方、いらっしゃると思うんですけど、他の自治体というか県でもいいですけど、秋田県なり大仙市というのは普及度っていうのはだいたいどんな状態なのか、予防接種に明確に嫌だということで受けていない人がいるかもしれないし、或いは忙しくてただ単純に受けていないという人もいると思うんですけど、その辺の対比、検討はされてるものなんですか。この2点ひとつお願いします。

○委員長（大山利吉） はい、豊嶋所長。

○健康増進センター所長（豊嶋真紀子） はい、委員長。ご質問の1点目につきましては、予防接種を受けた際の副反応という程度の問題ですけども、副作用というのはお薬とかの言葉ですが、予防接種を受けた際の言葉は副反応と言いますが、その場合には副反応は発熱だとか、接種の腫れだとか、それからそういう関節痛とか色々ありますが、今現在大仙市におきましては委託している医療機関からの報告はありませんです。それから2点目ですが、予防接種のどのくらい受けているか、またはどのように受けない方々に普及されているかどうかという質問に関しましては、手元の資料はございませんけども、だいたい70～80パーセントくらいのほとんどの予防接種の方はを受けておりますが、ただし、予防接種が年々法改正のことがありますし、予防接種の種類も1才までは7種類から8種類くらいの予防接種があります。そういったことでお母さん方の受ける時期だとかそれから子どもさんの健康状態によって若干やはり接種率が下がることもありますが、そういった場合にはやはり各地域におきまして、各分室でその予防接種の相談窓

口とかそれから乳幼児検診、またはこんにちは赤ちゃん訪問等で色々資料をもちまして相談を受け付けして、相談にのったりまたはスムーズに検診ができるように検診のスケジュールを提示しまして、接種率を高めるということに努めております。

○委員長（大山利吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） 結構です。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。ほかにはございませんね、今までの全部の課に対して。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 委員長。

○委員長（大山利吉） はい。

○社会福祉課長（佐々木清哉） 大変すみません。社会福祉課所管分の補正の部分で債務負担行為の部分をちょっと言い忘れてしましまして、改めて説明させていただきたいと思います。申し訳ございません。債務負担行為の補正につきましては、予算書の5頁に掲載しております。ご覧いただきたいと思います。第2表の債務負担行為の補正ということで掲載している部分でございます。玉川荘をはじめとする施設の指定管理者の指定につきましては、先程議案の承認をいただいたところでございますけれども、25年度から平成29年度までの今後5カ年の各予算におきまして、指定管理料を支払っていくというふうなことから、各施設について債務負担行為を行い、限度額を設定しようとするものでございます。ご覧のように、債務負担行為の補正を行う施設は、玉川荘、水沢世代交流福祉館、中淀川世代交流福祉館、大仙市西仙北高齢者ふれあいセンターの4カ所となっております。それぞれの施設の債務負担行為については掲載されている限度額の額の通りでございます。総額で49,724千円程となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。大変失礼しました。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決につきましては、市立大曲病院審査終了後に一括して行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは次に、陳情第50号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求めることについて」を議題といたします。当局より参考意見等ありましたら、お願いします。逸見地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（逸見博幸） はい、委員長。それでは陳情第50号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求めることについて」地域包括支援センターの方が所管しております介護関係の観点から参考意見として述べさせていただきたいと思っております。まずこの介護職員改善加算につきましては、平成23年度までは介護報酬の枠と別枠において「介護職員処遇改善交付金」ということで行われていたものでございます。これを、平成24年度からその相当分を介護報酬体系に移行いたしまして、引き続いて介護サービスに従事する介護職員の賃金改善効果を継続しようとして創設された仕組みでございます。この加算を算定しようとする介護サービス事業所につきましては、毎年度介護職員処遇改善計画書を提出いたしまして、各年度においてはその結果を介護職員処遇改善実績報告書として都道府県知事等に提出する仕組みとなっております。この加算の扱いが、より確実に職員の処遇改善に充てられる仕組みというふうに理解しております。以前に介護職員改善の交付金として実施されていた際に厚生労働省が平成22年7月現在において調査をしております。その結果としては、この改善交付金が効果があったという評価がだされておりますので、この制度につきましては経過措置の期間終了後も引き続いて介護サービス事業者が介護職員の賃金水準を維持継続できるためには必要なものであると考えております。しかしながら、加算という仕組みに移りましてまだ初年度でございます。今後この職員の処遇改善の仕組みについては、いくつかの選択肢の中から仕組みが選択されるべきものと考えますので、現時点では現行の加算の仕組みがそのまま継続されるのが最善かどうかというのは非常に判断が難しいというふうに考えております。動向を見ながらこの仕組みの有効性について厚生労働省の調査等に基づいた判断がなされるものではないかというふうに考えております。

次に2点目の介護職員改善加算の対象職員を介護職員の職種にも拡大することということについてでございます。この仕組みそのものが、介護サービス事業者の介護職員の賃金が、看護師または介護支援専門員等の専門職に比較して低賃金であるという実態がございました。それらの状況を解決するために実施された制度でございます。このため、この事業の対象者は当初から介護職員に特化された施策でございます。こういったことを考えますと、現行は加算という仕組みで利用者がその加算分の一割を負担するという

仕組みになっておりますので、そういったことも考えますと安易な対象職種の拡充は利用者の負担増にも繋がるということが考えられますので、これについては慎重な判断が必要であるというふうに考えております。以上で参考意見として述べさせていただきます。

○委員長（大山利吉） はい、ただ今逸見所長さんの方から参考意見、拝聴したわけですが、ここで暫時休憩させていただきます。

（ 休 憩 午前10時48分 ）

（ 再 開 午前10時57分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。本陳情につきましては、継続審査を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。本件は、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。（委員6人中、賛成5人）多数であります。よって本件は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。よって、本件につきましては、議長に対し「閉会中の継続審査申出書」を委員長名で提出いたします。

それではここで暫時休憩いたします。再開は午前11時10分をお願いいたします。

（ 休 憩 午前10時58分 ）

（ 再 開 午前11時10分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、陳情第51号「安全・安心の医療・介護実現のための夜間改善・大幅増員を求めることについて」を議題といたします。当局より参考意見等ありましたら、お願いします。豊嶋健康増進センター所長、お願いいたします。

○健康増進センター所長（豊嶋真紀子） はい、委員長。陳情第51号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」への意見を申し上げます。

はじめに陳情項目の第1点目「看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること」につきましては、平成22年6月に閣議決定されました「新成長戦略」において、医療・介護・健康関連産業は、日本の成長牽引産業として位置づけられ、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備することとされました。こうした中で、看護師等医療従事者は、夜勤を含む交替勤務体制により、厳しい勤労環境に置かれている方も多く、人

材の確保を図りながら健康で安心して働ける環境を整備することは、雇用の質を高めることはもとより、医療を受ける市民の立場からも重要な課題であると認識しております。

次に、2点目の「医師・看護師、介護職員など大幅に増員すること」につきましては、秋田県の地域医療再生計画における大仙・仙北二次医療圏の計画においても、当該医療圏は増加する高齢者に対し、医療・介護サービスが十分に確保されているとは言えないため、住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる医療提供体制を確保するための計画とされております。大仙・仙北二次医療圏の現状を見ますと、医師確保に加え、医療技術の高度化、患者の高齢化と重症化、さらには多様化する患者のニーズに対応できる看護師、介護職員の確保と養成が必要と思われれます。

以上をもちまして、参考意見でございます。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。ここで暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午前11時14分 ）

（ 再 開 午前11時19分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。本件につきましては、継続審査を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。（委員6人中、賛成5人）

多数であります。よって本件は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。よって、本件につきましては、議長に対し「閉会中の継続審査申出書」を委員長名で提出いたします。

次に、引き続き、陳情第54号「国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求めることについて」を議題といたします。当局より参考意見等ありましたら、お願いします。上野健康福祉部次長、お願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所長兼生活支援課長（上野孝成） はい。それでは陳情第54号「国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求めることについて」ということで、陳情項目は3点ございます。

1点目が、生活保護の老齢加算を復活することとなっております。この老齢加算につきましては、昭和35年に創設されておりました、当時の老齢福祉年金、月額10千円ですけれども、それと同額の加算でございました。昭和55年の見直しで、高齢者に対しましては咀嚼、嚙む力が弱い、その他若い年齢層に比べて消化吸収が悪く良質の食品が必要とするほか、近隣、知人、親戚等への訪問や墓参り等の社会的費用が他の年齢層

より余分に必要となるという特別需要が存在する等により加算が継続された経緯がございました。平成15年12月に国の見直しの段階で、先ほど説明しました特需は存在しないということで、3年間をかけて段階的に廃止することといたしまして、平成18年4月から完全に廃止されている加算でございます。現在国の方で生活保護の見直しをかけておりますけれども、その中でも老齢加算の復活については、示されていない状況でございます。

2点目でございます。生活保護基準の引き下げをしないことに関しましてでございます。こちらに関しましては、国の生活保護見直しの中で、生活保護受給者の生活扶助費や住宅扶助費が非受給者の低所得者や老齢基礎年金のみの受給者を上回る逆転状態にあります。これを是正する必要があるとされ、物価変動に応じた支給額に改定すべきと扶助費の減額が検討されているところでございます。年金に関しましても過去の物価下落時に年金減額を据え置いたままでございまして、今後、年金額の減額も検討されておる状況でございまして、ますます逆転状態になることが考えられます。ちなみに基礎年金65才ですけれども、基準額でいきますと何百円の違いで基礎年金の方が高い状況でございますけれども、住宅費、それからこちらでいけば冬季加算を加えますと、生活保護の方が優遇されている状況でございます。こちらに関しましては色々新聞等を見ますと、引き下げについて検討されておりますけれども、現在どのくらい減額なるかの状況は示されていない状況でございます。

3点目の生活保護の国庫負担を現行の75%から全額国庫負担にすることにつきましてですけれども、議員の皆様ご案内のとおり生活保護費は3/4が国の負担、1/4が市の負担となっております。当市でも23年度で20億円をオーバーしている状況でございます。その内の市の負担が1/4ということで5億円程になっている状況でございます。この全額国負担につきましては色々な市、県、云々でお話が出ますけれども、国ではそういう全額国で負担するという話は一切出ておりませんので、現段階では全額負担するという情報はない状況でございます。以上でございます。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。ただ今、上野次長から説明がありました。ここで暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午前11時23分 ）

（ 再 開 午前11時38分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより陳情第54

号を採決いたします。本件は、色々ご異議がありますので、挙手により採決します。本件を採択することに賛成の方は挙手願います。(委員6人中、賛成0)

採択に賛成の方がおりませんので、本件は不採択とすべきものと決しました。

ここで、職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(休 憩 午前11時39分)

(再 開 午前11時42分)

○委員長(大山利吉) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第179号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤教育総務課長。

○教育総務課長(佐藤彰洋) はい。それでは、教育総務課所管の条例案についてご説明いたします。説明は、議案書の資料No.1の12頁をご覧いただきたいと思います。議案第179号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。13頁をご覧いただきたいと思います。本案は、大仙市幼稚園法人化計画に基づき、南外幼稚園を平成25年4月1日から社会福祉法人大空大仙に移譲するため廃止することから、所要の改正を行うものでございます。具体的な改正内容につきまして、ご説明申し上げます。本条例には、小学校、中学校、幼稚園をそれぞれ区分して別表第1の小学校、別表第2が中学校、別表第3が幼稚園というふうに規定しておりますが、このうち南外幼稚園を規定している別表第3を削り、これに伴う第2条の条文整理を行うものでございます。また、南外幼稚園の廃止をもって本市から市立幼稚園がなくなるため、以後、幼稚園保育料を新たに賦課徴収する必要がなくなることから、附則第2項で大仙市立幼稚園保育料徴収条例を併せて廃止しようとするものでございます。なお、同条例の廃止後において、現在未納となっている幼稚園保育料につきましては、廃止後も引き続き納付義務が継続する旨、附則第3項に規定し、同条例の廃止に伴い、納付義務が消滅するといった疑義が生じないように経過措置を設けたものでございます。この条例の施行期日は、平成25年4月1日であります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第192号「刈和野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。山谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（山谷喜元） はい。議案第192号「刈和野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」をご説明申し上げます。議案書の69頁をご覧くださいと思います。公の施設の名称及び所在地は、記載の通りでございます。指定管理者となる団体の名称は、「刈和野地区コミュニティ運営委員会」であります。指定の期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であります。当該施設は平成20年度より指定管理者制度を導入しており、これまでも、「刈和野地区コミュニティ運営委員会」が指定管理者となっております。なお、この団体は、指定管理するために地域の町内会の代表が構成員として組織されたものであります。地域の実情を熟知していることから引き続きお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（大山利吉） はい。ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第193号「大仙市小杉山地区生涯学習センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。山谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（山谷喜元） はい。議案第193号「大仙市小杉山地区生涯学習センターの指定管理者の指定について」をご説明申し上げます。議案書の70頁をご覧くださいと思います。公の施設の名称及び所在地は、記載の通りであります。指定管理者となる団体の名称は、「小杉山自治会」であります。指定の期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であります。当該施設におきましても、平成20年度より指定管理者制度を導入しており、これまでも、「小杉山自治会」が指定管理者となっております。地域住民で組織された団体ですので、地域の実情を熟知していることから引き続きお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（大山利吉） はい。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第194号「神岡中央公園屋内多目的施設等の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。滝沢生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○滝沢生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） はい、委員長。議案書の71頁をお開き願います。議案第194号「神岡中央公園屋内多目的施設等の指定管理者の指定について」ご説明します。施設の名称・所在地は記載の通り8施設であります。神岡

中央公園屋内多目的施設「嶽ドーム」であります。ここから神岡体育館までの4施設をひとつのブロック、下川原ブロックと呼んでいます。また、次の2施設を中川原ブロック、下段の2施設を向堀野ブロックとして隣接する施設をブロック毎に管理しています。平成22年度から指定管理者制度を導入しており、今回、更新時期を迎え、指定管理者を募集したところ、3社から応募があり、10月9日開催の指定管理者選定委員会において審査した結果、指定管理者として「特定非営利活動法人大仙スポーツクラブ」を候補団体とする旨の答申がありましたので、今般、当該法人を指定管理者として指定する議決をお願いするものであります。指定する期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間となっております。なお、「特定非営利活動法人大仙スポーツクラブ」について、補足させていただきますが、平成22年9月30日設立の正会員40名の法人格を有する特定非営利活動に係る事業、特に、神岡地域内の施設を利用したサッカーの指導や大会の開催、ボランティアでのサッカー場の整備等に当たっている団体で、指定管理者への応募は今回が初めてであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（大山利吉） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。はい、大野委員。
- 委員（大野忠夫） まず最初に、候補者選定委員会の話なんですけれども、3社があったということで、3社のうち1社は今までやってきてあった、何とかっていう会社であったなと思ってますけれども。その会社とこのNPOの団体の選定委員会での評価というんですか、それはどういふにもんであったすか。
- 委員長（大山利吉） はい、滝沢次長。
- 生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） はい。選定委員会に私共も同席はしております。前段、応募のありました3団体からプレゼンテーションがございまして、それぞれ6人の委員による採点が行われたわけでございますけれども、従前管理しておりました会社につきましては、それなりの評価があったかと思えます。これは個人個人の得点の積み上げですので、私たちがどのような観点で評価、また、点数を比較したかということは推測できないわけでございますけれども、前回受けておりました会社についてもそれなりの評価はあったかと思えます。それ以上に今回地元から初めて特定非営利活動法人所謂NPOとして活動している団体が手を挙げたという、しかもその内容に

つきましては、自主事業として特記できるような内容も記載されてございましたし、そこから辺が高く評価されたものとおのうに思っておるところでございます。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） まず、自分の住んでる地域の話なので、なかなか聞き難いこともたくさんありますけれども。このNPO法人でこういう指定管理をやったケースっていうのはこれ大仙市は多分初めてでねがなと思うんだけど、これ全国的にもそういう経緯というのはあるもんだすか。

○委員長（大山利吉） はい、滝沢次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） はい。大仙市内、各施設の募集にあたって、県内のNPO等が応募したケースはございますけれども、指定管理団体の候補者にあがったのは今回のNPO法人が初めてであります。全国的な流れについては把握しておりませんが、現在スポーツ振興課の方でも各地域毎の地域住民によるスポーツ行事等を運営できる、総合型地域スポーツクラブの育成を図っておるところでございます。今まで頼っておったスポーツ行事を、住民自らが自分たちで運営していくというような性格のものでございますけれども、この法人につきましても将来的には総合型地域スポーツクラブとして発展していく、そのような観点からも大仙市では1つの前例として、地元が地元の施設を管理運営、そして地元住民を巻き込んだ自主事業を展開していくというようなそのような方向ができるのではないかとというような期待と、それから事業効果をこちらの方を見込んでおるところでございます。

○委員長（大山利吉） はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 今までやってきた会社はこれは3年で確実に点数制でやってきて、分からないと言うけれども、確実に悪いところあったのか、だからNPOの方がずっといなだということなのか分からねが。分からねばしょうがねども、そこななんたもんだすか。

○委員長（大山利吉） はい、滝沢次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） はい。各社のプレゼンテーションを聞いている段階ですけれども、少なくとも1つにつきましては、前回指定管理を受けていた団体については、新たな自主事業が見当たらないということと、なかなか年度毎に評価しますので、その評価の他の施設の会社等と比べて、低かったということもあります。それと今回受けました団体につきましては、新たな自主事業を展開していく、その

前に、地域住民と一体となって頑張っていくという非常に強い意気込みが感じられました。それともう1点ですが、昨年の6月の洪水の際の対応につきまして、指定管理会社は本社が秋田市でございますので、地元の雇用されている方の出動はあったようですが、本社の方からの連絡、さらには対応がなかった。それにかえまして、地元で当該施設を利用しているこの法人につきましては、いち早く地域住民が結集しまして、ゴールポスト等の安全な場所への搬送等、さらには水が引いた後の管理等についてもボランティアで積極的に協力していただいた、このようなところも評価されておったように記憶しております。

○委員長（大山利吉） 大野委員。

○委員（大野忠夫） 今までのなんという会社であったすか。なんとかダイケンとかっていうのでなかったすか。これまでやってきたところ。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） 特定の会社になりますので、ちょっと控えさせていただきます。

○委員（大野忠夫） 前にその会社の名前出だったもな。

○委員（小松栄治） おかしど。情報公開さねばできねど、ちゃんと。

○委員（大野忠夫） 今探すにあれだども、まずいいっす。その会社で色々やってきたことっていうのは、例えば芝の刈り取りだとか、それからグラウンドの色んな分野の管理だとかやってきたべども、全部その会社でやってきていたんでなくて、その会社がまた色んな専門の業者を頼んでやってきたという話ちょっと伺ったことありますけれども、そうすれば今度のNPOもその形でやるということになるんですか。

○委員長（大山利吉） 滝沢次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） 指定管理団体を募集するにあたりましては、管理を受けた会社で当然やっていくことですがけれども、その中には法に基づいた例えば電気保安業務ですとか浄化槽の維持管理、さらには消防設備の点検といった法に基づいた業務がございます。これが100%1社でできればそれでよろしい訳でございますけれども、なかなかそういうふうにもいかないところについては再委託するというような形が一般的であります。今回受けました団体につきましても会員の中に資格を持っている方々の有無につきましては、ちょっと確認しておりませんが、募集段階では協力してくださる会社との連携の元で実施していくというふうに記載されておりますし、前回受けておりました会社につきましても、一部につきましては再委託してお

ります。その再委託しておいた業務につきましては、今回の法人につきましても同じように委託していくというふうに申請内容となっております。

○委員（大野忠夫） それで企業であれば当然いくらかのマージンなければ公募もしないわけだと思うんです。NPOになると全く利益のことは考えないという流れだと思いますけれども、そうすれば会社で今までいくらか儲かってあったものが、NPOになったからこの分浮いてくるような形に私はなるんでないかと思ってるんですが、そういうお金はそうすればさっきの説明あったんだけど、スポーツ振興の方に十分使っていききたいと、そういうことなんでしょうか。

○委員長（大山利吉） はい、滝沢次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） はい。NPO法人の制限がありまして、収益そのものを例えば個人に配分するですとかそういうことはできません。あくまでも自分たちの活動の方の資金にまわすということが大原則になっておりますので、浮いた分につきましては自分たちの本来の目的であるサッカースポーツ少年団の大会、運営費ですとか、そちらの方にまわすということになります。

○委員長（大山利吉） はい、よろしいですか。

○委員（大野忠夫） もう1つ。非常にそういう話を聞きますと、スポーツの分野ではこれからその法人を中心にして神岡のスポーツやるような施設を使って、色んなスポーツの振興に繋がっていくなというふうに思います。そうは言ってもなかなか色んな事業やってる会社とは違ってなかなか思ったように進まないものも当然でてくると思いますので、これは指定管理をお願いしたということなんですけども、担当の行政の指導というのは非常に大切なものではないのかなと思いますので、そういうことについて今後の行政としての関わり方といいますか、考え方をひとつお聞かせ願いたい。

○委員長（大山利吉） はい、滝沢次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） はい。ご指摘の通り、今回答申を受けました中でも3点ほど意見が付されております。1点目は所管課が指導を行い、指定管理者が形骸化しないように育成を行うこと。2つ目は、業務に支障が生じないよう、指定管理者と協力会社が協定を締結すること。3つ目が、指定管理者として安定経営を目指し、協力会社からも指導を仰ぐこと。この3点が意見として唱われております。従いまして、指定管理者とそれから地域住民で構成する運営協議会的なものが設置されることになっておりますので、それに行政、私共が入りましてよく管理運営等についてチ

ェックをするといえますか、指導等を行ってまいりたいとこのように思っているところ
です。

○委員（大野忠夫） 最後ですけれども、NPOがこういう指定管理を受けてそういうこ
とをやるのは初めてだということなんですけれども、非常に発想は素晴らしくて、そう
いうことで色々地域のスポーツ振興だとか或いはこれから色んな活動ができるというこ
とは、大いに期待したいと思いますので、どうか市の担当課の方も十二分にひとつその
辺はご指導をよろしくお願ひしたいというように思います。以上です。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。小松委員。

○委員（小松栄治） 課長、今なんか大野さんの質問の中で、情報公開のことでなんか行
き違っているような感じが見受けられます。ということは、このNPO法人、見まして、
20頁見ましたところ、40人の会員であると。これ22年に設立して去年活動してお
ったものなのか、なかったものなのか。これ私反対でねすよ。地元で設立したもんだが
ら、たいしたいいことだす。これを踏まえて、他さもやってもらいでということだすで。
他の方もそういう団体があった場合は、地元で設立したものについては運営していただ
きたいという意味もあって、今質問してるとこなす。だからできたならば、もう少し
詳しく、この団体のことについて、去年は何々の仕事をしたとか、または例えば前の指
定管理に使われていた人が何人かおっただとか、そんなものを色々あんだ達で審査した
べと思うんです。だから審査委員会でしたものを分からねということはないはずだと思
います。分かる人をちゃんと我々は説明してもらいでななわけすよ。それせ分からねで
情報公開さえねとなれば、これはちょっとうまくないのではないかなど。我々何のため
の審査なものかと、こう思っておるところです、課長。その辺り、今2つの話したけ
どももう少しせ、詳しくこの団体のことについて話をしていただきたい。特に初めてだ
すべ、秋田の方をべつとやって、これをやったってこと、その理由だけ我々いがったな
とこう思うので、その辺りひとつお聞きしたいと、こういうことだったす。この資料見
だたすどもすよ、この中の資料いっぺ書いでらども、おぎなみの資料だこれ、あちこち
のNPOの関係のものについては。我々もかなりこのNPOの団体に加入したりしてる
1人だども、作るにもかなり労力使いますけれども、いざやればちゃんとやればぱつと
できます、これ。その辺りしよ、地元でやったもんだがら、今言ったことについて、も
う少し詳しく話ししてもらえれば、私もだべし、大変恐縮だども、先輩の大野さんもい
いことだと言ったけので、話を説明していただけねがなということだったす。

○委員長（大山利吉） はい、滝沢次長、先程大野委員の質問にもだいぶ詳しくご説明いただいたわけですが、今一度、小松委員の質問にひとつ分かりやすく明確に、要点だけお願いします。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） この点につきましては、11月29日に代表の方と面会をしまして、詳細について打合せしておりますし、この後議決後に再度具体的にもっと突っ込んだ内容でこの後の管理体制等について協議することにしております。これまでどのような活動をしてきたかといいますと、具体的な事業名としては、先程申し上げましたサッカーのスポーツ少年団の指導、スポーツ交流会、それからサッカー場周辺のボランティア活動、このようなことしか記載がなかったわけなんですけれども、申請書ではこの後野球場施設、それから宿泊施設もありますのでそこら辺、さらには都市管理課の所管になりますけれども、公園の今回同じように指定管理を受けておりますので、そういった遊びだとか、学びだとか、集いだとかそういった観点で事業を展開していきたい、所謂今ある施設をフル活用して連動しながら効果的な活用をもっていきたいと確認しております。確かに今までは具体的な特定な活動については行っておりません。

○委員（小松栄治） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） それだばこれからの話だで。私聞くのは、このNPOについては今まで、この人数の40人の中で経験者がいるかと、建物でもテニスコートでもそういったものをやってる方がおるか、実績だわけすよ。実績の評価をしたんじゃないかなあということだったっす。それで聞いたなだすで。去年ばしじゃなく、その前のことも、誰かかしたらやってるべがら応募したと思うんだすおな、この人たちの中で。それをせ、あんた達文書で聞いてるんでね、経歴書見てで。それ、おへでけれって言ってるなだ。せば、我々は安心して指定管理を任せることできるわけすよ。この先のこと、不安でならねすべせ、したら。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） はい、委員長。

○委員長（大山利吉） はい、次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） 許可等の業務は自分たちでできます。先程説明した通り、どこの会社でもすべての法的な業務も含めてやれるかといいますと、なかなかそういうふうにはいかないですし、基準費用額を算定するにあたっては、やはり

法に基づいて委託しなければならない部分も当然でできますので、そこら辺は基準費用額にうたってますので、これは前回の会社でも自社ですべてを管理しておったかという
とそうではありませんし、これは他の施設も同じだと思います。そういう観点から、今
までと同じような委託業務で、もちろん自分たちでやることはやるわけなんです
が、そういった専門的なことについては委託するという事になっております。

○委員（小松栄治） いいです。だども教育長さ聞かぬねす。私の言ってる、質問して
ることお分かりになってるべど思うども、課長との質問の答弁とのかみ合っ
てねすおな。

○委員長（大山利吉） 次長ね、何が質問されだがつて。ある方は質問をふくどくし
ながら答弁するんですよ。質問をふくどくして答弁するんですよ。あなたの
場合は質問に対して明確に答弁なつてねんだすものな。だからこういう
質問がなんぼも続出するわけすよ。はっきり言つて、文章に書いたこと
じゃなくて、ちゃんとしたこと説明しないと、こういうことなつて
しますから、小松委員も明確にこれなんつだつて一発で、こっちも。そ
ういうふうにしなつたらだつて。

○委員（小松栄治） いいです。あとで教育長、答えるべせ、あとで。

○委員長（大山利吉） 教育長。

○教育長（三浦憲一） 十分そこら辺、もう一回検討してお話させるように
しますので、よろしくお願ひします。

○委員長（大山利吉） よく質問の内容を捉えていただいて、それに相応しい
答弁をお願ひ申し上げ、ほかに何か質疑なければ、これで質疑を終
結いたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） これより討論を行います。討論はありますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本
件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

大変長引いたわけですが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後
1時15分にいたします。

（ 休 憩 午後12時15分 ）

(再 開 午後 1時15分)

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第204号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」の内、教育委員会の予算について、議題といたします。当局の説明を求めます。鈴木学校給食総合センター所長。

○学校給食総合センター所長（鈴木喜一） 議案第204号「平成24年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」資料No.3の補正予算書の25頁をご覧くださいと思います。10款1項4目90事業の「学校給食事業特別会計繰出金」についてであります。6,008千円を補正し、補正後の予算を591,156千円とするものであります。繰出金の内訳でございますが、職員の人件費1,302千円の減額と各給食センターの施設修繕費、食器等購入費の消耗品費、また、来年4月からの仙北地域の幼稚園・保育園の認定こども園化による給食を提供するための備品等購入費予算合わせて7,310千円の補正でありまして、合計しますと6,008千円の補正額となります。人件費の減額でございますが、当初予算編成後人事異動により職員が異動したため精査後の見直しによるものです。詳細につきましては、議案第208号「平成24年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）」でご説明申し上げます。

何卒、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） はい、説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、千田教育指導課長。

○教育指導課長（千田寿彦） はい、委員長。教育委員会の事業説明書の綴りをよろしくお願いいたします。教育指導課所管分についてご説明申し上げます。1頁をご覧ください。「教育研究所事業費」でございます。補正額は325千円を一般財源からお願いするものであります。事業の目的、目標、事業の概要等、資料に記載してございますが、教育研究所が本市の教育の充実向上のため色々と業務をさせていただいておりますが、この度補正をお願いする最大の理由につきまして、これは県内外から市内小・中学校及び教育委員会への視察訪問が大変多くなりまして視察に対しまして、教育研究所が中心となって配付資料を作成しております関係で、資料の中程に視察受入件数を記してござい

ますが、前年度実績を大きく上回っている状況になっております。従いまして、資料作成に要する経費が不足してしまったと、底をついたと言った方が分かりやすい状況でございます。視察の件数自体は少ししか伸びていないように見えますが、訪れた方々の数が既に545人という状況になっておりまして、1団体当たりの人数が大変多くなっております。こうした視察の受入につきまして私共、単なる情報の提供或いは交換というふうなことに留まらずですね、私たちの市の施策の見直し等、各校へ提供する資料等の分析などに活かす貴重な機会と捉えております。特に県外からの訪問者の多くの方々は本市に宿泊してくださっているというふうな面もありまして、経済面でも少なからず貢献できているのではないかと捉えておりまして、お出でになった皆様には提供可能な資料は十分に発信して、丁寧に対応していきたいと考えておりますので、何卒、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

2頁をご覧ください。「教育振興費補助金」であります。各種大会の派遣費の補助金ということになっております。補正額4,816千円を一般財源からお願いするものであります。事業の目的は、学校教育の一環として対外的な部活動の大会、コンクール等に予選を勝ち抜いて出場する学校に対して派遣費を補助する。そして安全な移動手段の確保、保護者負担の軽減を図るということでございます。本事業の目標では、特に学校体育団体、地方公共団体が主催・共催する大会等を勝ち抜いて県大会、東北大会、全国大会等に出場する場合、その経費の一部、交通費・宿泊費であります。これらを補助するものでありまして、その年の各学校の頑張り次第で、その年の金額が変わってくるという、なかなか先が読めないところがございます。事業の概要に、補助の対象となる大会、経費等について示しておりますけれども、当初の予算額に対しまして、これまでの支出額と今後の支出見込み額を検討しました結果、小・中学校費ともに補正をお願いしなければならない状況になりまして、それぞれ大活躍してくださっているという状況であります。各校の努力の成果でありまして、上級大会への出場、これは非常に大きな励みとなります。また、今回勝ち進むことができなかった学校にとっても目標になります。部活動の種類、大会によって多額の補助金となる場合もありますが、教育活動としての部活動を奨励し、保護者の負担軽減を図ることができますので、継続してこの事業を実施していきたいということで、どうかご審議いただきたいと思います。特に今週末には、埼玉スーパーアリーナでマーチングの全国大会が行われまして、本市からは花館小学校、協和中学校、大曲中学校が出場いたします。いずれも大きな団体というこ

とで、活躍が期待されているところでございます。どうかよろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3頁をご覧いただきたいと思っております。「ウインタースポーツパワーアップ事業費」でございまして。補正額は531千円で、財源はすべて県の補助金となっております。1昨年度から行われている県の保健体育課主管の補助事業であります。雪国である本県の自然条件を生かして、積極的にウインタースポーツに親しむことを支援するとともに、冬期間の運動不足になりがちな児童の体力の維持・向上を図るということを目的としております。小学校が体育行事として実施するスキー教室に要する経費に対して、1校当たり上限を100千円として補助金を受け、バスの借り上げ料の一部や外部指導者の謝金に支払うということになっております。補助金の申請にあたりましては、スキー教室と体育の授業として行うスキー授業を年間で6時間以上の実施という条件を満たす学校が申請しております。保健体育課が計画書の内容を精査いたしまして、この申請した学校の授業時数、実施規模、取組の評価等を行って、補助対象校を決定されてきております。今年度はそこに記載されておりますように、大曲小学校から記載の11校が申請したところ、11校全てが補助対象校となりましたので、この度の補正をお願いするものでございます。なお、市内のスキー場の活用につきましては、スキー教室及びスキー授業を行うすべての小学校で、市内のスキー場を活用していることを確認しております。今回の補助の対象では、市内スキー場のほかにリフトの設置台数が多いとか、或いは様々なレベルに合わせたゲレンデが利用できること、或いは大人も一緒に休憩や昼食ができるというふうなことで田沢湖スキー場を利用する学校もありますが、それらも必ず市内のスキー場を別な時間で利用していることになっております。交流と連携をキーワードに、子ども達に多様な体験を積ませることを推進しておりますので、何卒ご理解をいただきたいと思っております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

4頁をご覧いただきたいと思っております。「すこやか子育て支援事業費」でございまして。補正額4,182千円を県の「すこやか子育て支援事業費補助金」から1,864千円、一般財源から2,318千円をお願いするものでございます。県の補助事業ということで県が1/2をもつということになっております。事業の目的は、子育て世帯の幼稚園通園に係る経済的負担を軽減して、子どもをすこやかに生み育む環境を整備していくと、そして出生率の向上を図るということになっております。本事業の目標は、県の補助制度を拡大して、幼稚園に入園している幼児の保育料等を減免することによって、保護者

負担の軽減を図るということにしております。事業の概要は、そこに記載した通りでございますが、この補助金は交付要綱に定める所得基準を満たす世帯の、幼稚園児にかかる保育料それと教育活動費、教材費或いは給食費等を補助・減免するものであります。補助率は、生活保護世帯・被災世帯が2/2、これ以外の世帯が1/2ということになっております。この度補正をお願いしなければならないことの原因につきましてではありますが、補助金に類推する、この後5頁の方でも説明いたしますが、幼稚園就園奨励費の補助金、こちらの認定要件がこのすこやか制度よりも優先して認定されるわけですが、この補助金の方が公立幼稚園に比べて私立幼稚園の対象範囲が非常に広いと、幅広く補助がでてくると今年度から太田ひがし・太田みなみ・みどり幼稚園のこの3つの幼稚園が法人化いたしまして幼稚園就園奨励費補助金が増額するというように見込みまして、それに対してすこやかの方が補助金は相対的に減額する見込みということで当初の予算を組んでおりました。しかしながら、実際の所得判定、これは6月以降に昨年度の所得を判定するわけですが、幼稚園就園奨励補助金の対象、これからはずれる方々がすこやかの方の対象になるという人数がトータルに比べて大変多くなったということが分かりました。所得の状況を5段階の階層別に精査してみましたところ、そういったことが判明しまして、幼稚園の就園奨励費の補助金がもらえない、それくらい所得があるんだけど、すこやかの方の補助金の対象にはなるといふ方々が多くなったということが分かったわけでありました。そしてもう1つ、所得基準をみたす世帯の割合が増加したというようなことから、補助金の認定者の数が当初見込みの1.2倍を超えるという状況になりまして、この度の補正をお願いすることになりました。どうかよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

合わせて5頁の「幼稚園教育振興費補助金」であります。こちらの「幼稚園就園奨励費補助金」となっております。補正額1,983千円、これは国の「幼稚園就園奨励費補助金」から661千円、一般財源から1,322千円をお願いするものであります。国が1/3補助をするというものであります。事業の目的は、子育て世帯の幼稚園通園に係る経済的負担を軽減し、幼稚園の就園機会を確保することであり、事業の目標は、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間における保護者負担の格差是正を図ることであり、事業の概要であります。そこに記してありますけれども、補助金は市内に住所を有して、交付要綱に定める所得基準を満たす幼稚園児の保護者に対して、「子どもの数及び世帯の所得割額に応じて」保育料を減免する

ものであります。補助金の認定要件は、公立幼稚園が「市民税所得割非課税世帯まで」これを対象にしておりますが、私立幼稚園の場合は「市民税所得割21万1,200円以下の世帯まで」とこちらの方が対象範囲が非常に広がっております。今年度、太田ひがし・太田みなみ・みどり幼稚園の3つの幼稚園が法人化いたしましたので、園児総数の約5割が新たに私立幼稚園児になりました。そのため、補助金の認定者数を前年度166名に対し約62%増の268名、認定額を前年度の14,116千円に対して約50%増の21,161千円と見込んでおりました。しかしながら実際には、認定した結果、今年度10月1日現在の認定者数が248名で、人数は少なくなっておりますがこれも所得の区分をそれぞれの所得の階層毎に精査してみたところ、所得階層区分の低い方の区分に分類される方で、認定額が高額になる方の割合が当初見込んでいたものよりも大変高くなってしまったと、今後の途中入園者を昨年度並みと想定しますと、認定者数が261名、認定額が23,144千円となる見込みでありまして、この度の補正をお願いしなければならないということになりました。どうかよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。どうぞ質疑のある方、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、山谷生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長（山谷喜元） 議案204号「平成24年度大仙市一般会計補正予算」のうち生涯学習課所管の補正予算についてご説明いたします。補正予算書の5頁をご覧くださいと思います。先程ご説明をいたしました、指定管理者の指定に関連いたしまして、債務負担行為の補正をお願いするものであります。始めに、刈和野地区コミュニティセンター指定管理料について、期間を平成25年度から平成29年度までとし、限度額12,968千円の補正をお願いするものであります。

次に、大仙市小杉山地区生涯学習センター指定管理料について、期間を同じく平成25年度から平成29年度までとし、限度額2,936千円の補正をお願いするものであります。

続きまして、補正予算書の26頁をご覧くださいと思います。10款5項3目10事業「公民館管理費」について、778千円の補正をお願いするものであります。教

育委員会の事業説明書の6頁をご覧くださいと思います。事業の目的でありますけれども、地域に縁の深い芸術作品、三上洋子さんの遺作の絵画等であります。これを有効活用するために整理保管に努め、作品を多くの方々から鑑賞していただくことで、大仙市を発信し、地域の活性化につなげることを目的としております。事業の目標であります。角間川出身の旧姓柴田洋子さんですが、遺作品を角間川公民館が角間川まちづくりの会と協働で整理保存し、市内外で開催されるイベント等で作品展示するとともに、生まれ故郷である角間川の公民館・浜倉等に常設展示できるようにするものであります。事業の概要をご覧くださいと思います。これにつきましては、今年、秋田県が観光PRポスターに採用しました写真「秋田おばこ」がきっかけとなっております。これは、昭和28年に写真家・木村伊兵衛が当時19歳であった角間川町柴田洋子さんのち三上になっておりますが、彼女をモデルに撮ったものであります。今また非常に話題になっているところであります。洋子さんは夫の仕事の関係で昭和47年からアメリカへ移住いたしましたけれども、2年前の平成22年にロサンゼルスで生涯を終えております。洋子さんが生前ロサンゼルスで40年近く描き続けた油彩が115点、水彩やデッサンなど200点余りが米国の関係者及び、地元関係者のご配慮によりまして、角間川まちづくりの会に寄託されたところであります。秋田ディステーションキャンペーンの広告写真に使われている「秋田おばこ」で今話題になっている洋子さんですが、彼女の遺作品を通して、角間川地域はもとより大仙市全体が「古里」の良さを見つめ直し、地域のコミュニティ活動を考える機会とするために、整理保存と利活用のために必要備品を整備するものであります。内訳になりますけれども、絵画の整理・収納ボックスに436千円。送られてきた絵のほとんどが額に入っておりませんので、額の購入として277千円。展示用のパネルとして、61千円をお願いするものであります。今後の方向性であります。洋子さんの遺作品を角間川まちづくりの会が中心となり公民館と協働で整理保存いたします。地域活性化のためにイベント等を通して大いに活用するとともに、とりわけ2年後の秋田県を会場に開催される第29回国民文化祭での活用により、県内はもとより全国に大仙市を発信したいと考えております。

以上、生涯学習課所管の補正予算の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、熊谷生涯学習部次長兼文化財保護課長。

○生涯学習部次長兼文化財保護課長 (熊谷博英) 事業説明書の7頁をご覧いただきたいと思ひます。指定文化財等保存整備事業費として1,675千円の補正をお願いするものでございます。この事業は、市内の指定文化財等の環境整備及び維持管理を目的とした事業でございます。事業概要でございますけれども、国指定文化財である払田の柵跡地内では、工事や開発行為が制限され、史跡指定が水田営農に及ぼす影響が大きい場所でございます。今年から4年計画で農地・水環境保全の交付金事業を活用いたしまして水路整備が予定されてございます。これを、支援して営農条件の改善による水田営農の継続及び二次的効果として地下の遺構の保水による遺構の保護を行うものでございます。水田への湛水は、涵養水に大きく影響するため、材木堀を主とする地下遺構の払田の柵跡については、水田営農の長期継続が重要であり、営農支援を行うことは文化財の保護につながるものと考えてございます。事業内容でございますけれども、農地・水環境保全交付金事業といたしまして、平成24年度から平成27年度までの4年間事業でございます。全体事業費が44,688千円で全体事業量でございますけれども、現在用水路等素掘りの状態でございますけれども、路線27路線3,814mの整備を予定されてございます。平成24年度の実施分につきましては、9路線1,319m、11,172千円の事業費が予定されてございます。この交付金につきましては、水田面積に対して国が1/3県が1/6市が1/6の交付を行うもので結果として、農家負担が1/3となつてございます。文化財保護課としては、農家負担の半分程度の負担として、総事業費の15%にあたる1,675千円の補助金を実施団体である、高梨地区農地・水環境保全組織への補助を行うものでございますので、ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 (大山利吉) ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

次に、滝沢生涯学習部次長兼スポーツ振興課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） はい。スポーツ振興課所管分についてご説明します。補正予算書5頁をお願いいたします。第2表債務負担行為補正です。これは、スポーツ振興課が所管するスポーツ施設において、議案第194号でご説明しました、表中最下段にあります施設の指定管理者の指定に伴う、平成25年度から29年度までの5年間における指定管理料の限度額を定めるもので、89,318千円を限度額として、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

次に、事業説明書8頁をお願いいたします。10款6項1目60事業「保健体育総務費補助金」2,841千円の補正をお願いするものであります。これは、大仙市スポーツ少年団に登録している96団を対象に、全県・東北・全国大会に参加する際、負担軽減の観点から一定基準に基づきまして、交通費・宿泊費を補助するもので、今年度当初予算額が上半期において全額交付されていることを受けまして、今後予想される出場回数等をこれまでの実績を参考に積算したものであります。9月末申請状況が63件、10月以降の予想件数を44件とみており、合計107件ということになりますと、これまでの実績以上の数値となりますが、団員の心身の鍛錬や競技力向上に大きな励みに資しているものと捉えております。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 大仙市のスポーツ少年団、この補助金については何も質問ないですけども、債務負担行為のことですよ、先程の関連なります。89,318千円、これについては予算だからいいんじゃないかなと思っております。ただ指定管理の団体のことで先程から申し上げておりました。その辺りもう1回私、明確に質問しますので、もし課長答えることできなかつたら、答えてもらえる上司の方に答えてもらうように。先程お話しした通り、質問いたします。1つ、この団体についての実績、またこの団体の中の40人の中で今までこの仕事の中に携わった人が、経験がおありの方がおられるかないか、また経歴についてはどうだったのか、この辺りをお知らせ願えればなあと。そうすれば安心して我々はこの指定管理者になろうとしております、安心して任せることができるんじゃないかと。合わせまして、万が一これ初めてでしょうから、責任の方法についてはどうなのかと、ただ課長、先程言った通り、責任については自分たちで指導すると言うことですがけれども、お金を出した関係上、この人たちはきちっとした管理をするだろ

うと思いますので、こちらから指導して云々というのは、どの程度の指導なものだか、この点を1つお聞きしたちと、よろしくをお願いします。

○委員長（大山利吉） はい、滝沢次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） はい。1点目の当該会社の実績につきましては、建物さらには屋外施設等も含めまして管理業務は今までございません。実績はありません。2点目の経歴の有無でございますけれども、ここまで私どもまだ確認しておりませんでしたので、この後進めてまいりたいと思っております。ただ、申請段階では協力会社ということで、秋田市の会社、この支店長がこの法人の代表者と中学時代の同級生で、全面的にバックアップしてくださるという確約をとっておりますし、その分については文書で交わすようにこちらの方で今指導をしているところでございます。責任の所在につきましてはですけれども、万が一、年度途中等で不具合等が生じた場合は、市の直接管理ということになりますし、その後再募集をして指定管理制度に移行するというような流れになるかと思えます。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 課長、何か2つばし私の話したのと違う。経歴者がいないということとは分かりました。もう1つ、他の方に頼むと、これおかしいんじゃないかと思えます。まず請け負った誰さ頼んでも私たち関係ないんですけれども。その時に、我々はそんなものは聞きたくもないです。誰さ頼もうとかなんとかというのは。我々はこれさ請け負ったのであれば、この人たちの責任だわけすよ。誰さ頼んでもいなだす。だから一次下請けでも二次下請けでもいなだす。責任をきちっとしておかねばならないということだす。そうすれば我々安心して、この指定管理者とこ迎えることできないわけすよ、不安で。その辺りのこと市の方で、だめだったからあとだめで、別にまた選ぶと、これではちょっとおかしい話だすおな。そうする前に、きちっとした選び方の選考と合わせて、指定管理を迎えるための規定とかあるわけだすな。その辺りすよ、部長でもいいからひとつ、なんぼやってもかみ合わないの、部長、今まで私質問してることお聞きになってるべから、部長、答えてたい。お願いします。

○委員長（大山利吉） はい、佐藤部長。

○生涯学習部長（佐藤裕康） はい。まず指定管理、初めてのところに頼むということで、議員の方々、皆様大変ご心配なさってると思っております。ただ、私審査会の方、出席しておりませんが、もちろん、点数評価をされてきて選定されてきたわけですけ

れども、その中で神岡地域のこれからスポーツ総合の団体を指名しながら、お任せしていきたい、育てていきたいということが前提になるわけですが、具体的な指定管理と申しまして、具体的な仕事の内容を分解してみますと通常の受付、施設を借りたので貸していただけないかというような受付、もしかすれば料金が発生すれば料金の徴収、その他色々あるわけですが、まず大きなところではその管理というのは清掃なり、通常の点検業務、特にその点検、清掃につきましては清掃の専門会社の方との契約は、どこでも同じですがビルの管理会社等々に連絡をとりまして掃除をしていただく。通常のゴミを掃いたり、それから窓を拭いたりというような掃除もあるわけですが、ワックスをかける専門の業者さんをお願いすると色々な作業がございます。それらはすべて専門の業者に間違いなく委託しながら管理していくということになると思いますし、総合的な管理運営のノウハウにつきましては、手慣れてない不慣れた点に関しましては、市でバックアップしながら、支援しながらきちっとした処理ができるように見守っていきたい。最初は不慣れた点があるということでちょっとこうとまどうところもあると思いますけれども、その点遺漏のないように支援していきたいというのが市の立場でございます。それから先程小松委員がおっしゃったように、責任、どこにどうなるのかという点に関しましては、当然会社が請け負った関係上、会社が第一義的に責任があるわけですが、元々施設そのものが市で管理運営すべき施設であるという公共施設でございます。当然ながら最終的には市の責任が生じてくることでありますので、必ず市がその点は定期的に目配せしながらも最終的なことあることに関しては、責任が生じてくるものと考えております。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） まず3回目ですので、大変危惧している点があります。育てていくと、こういうことだすな。選考の規定の中で初めて聞きました。今までは厳しい審査の中であらゆる指定管理をさせてきました。だめなのであれば我々は例えば、公共施設検討委員会とかで今やっております、精査しております。だめなものは見直ししてください、またはこの人は3年であまりよくなかったから他さ請け負わせると、色々な報告がございます。育てていくとなった場合、我々は不安だすおな。やっぱりこれたいがい1年間で1千何百万の指定管理料払っていく。我々は非営利団体でないと思います。営利団体だと思います。他の方のあれは。でなければ商売やっていかねっすもの。あらゆ

る切りつめて管理を請け負わせていると思いますけれども、請け負った方々についてはそれなりの自助努力をして黒字を出そうとしていると思います。その辺り、非営利団体と今までの姿が180度もごろんと変わったわけすよな。だから不安だということだす。その辺りをひとつ我々は不安な要素があると、なぜこの素人達を選んで、また他さ請け負わせるんだらう。これ私は聞きたくなかったですよ。でも今お話したので、おやっと思ったすよ。誰さやってもいいわけなんですよ。それは不安だったわけすよ。もう1つ、経歴がないと言いながらもこの業務が40人もいる業務がこの中で何を業務していかれるものなのかと。または今まで体育館の中で管理人として使った人もこの中におられるものなのかと。それを聞きたいわけなんですよ。分かるすな、それだけで終わります。

○委員長（大山利吉） はい、滝沢次長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） 業務の内容につきましては、従前の通りこなしていけると確認はしておりますし、雇用につきましてもこれまでの地元人を雇用すると確約っております。

○委員（小松栄治） いいっす。

○委員長（大山利吉） この会社と契約してしまったんでしょ。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（滝沢清寿） 議決をいただいてから。

○委員長（大山利吉） 議決すれば。はい、部長。

○生涯学習部長（佐藤裕康） 大変ご心配のことと思います。教育委員会で作っておりますスポーツ関係の振興計画、この中には総合スポーツの方の以前ご説明申し上げたのでご記憶にあると思いますけれども、スポーツを総合的な観点からの振興を図っていきたいということで、各地域毎に色んな形、今まではスポーツの少年団ということでミニバス、野球、サッカーその他柔道とか剣道色んなところがあるわけですが、単体で少年団が育成されてきたわけですけれども、総合的に色んな形のスポーツ、それから地域貢献、地域のコミュニティ活動など総合的に含めた形のスポーツ振興を図っていききたいというのが根本にある計画の中にございます。その中の一環としまして、スポーツの総合スポーツクラブの育成というのが第一義の目的となっておることがございます。この計画の中の流れのひとつとして、このようなNPO法人的なスポーツの総合クラブが育ちつつあるということで、是非この機会を捉えながらせっかくやる気を出していただいている団体がございますので、総合スポーツクラブの育成を兼ねながら今回手を挙げてくださったスポーツ施設の管理全体に関しましてもお願いしながら、共に発展していこうと

というような考えの基に、今回選定されたというふうになってございますので、この点ひとつよろしくご理解いただきたいと思います。

○委員長（大山利吉） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） シャベねと思ったども、なまちょろい考えだすものな、これは。育てていくのはいいです、この団体もいいですけども。問題はそこで使われている職員達。全部生活がかかって、仕事もしております、その中で。やはりいくらかでも多く働いて、多い金子をいただきてと、そして生活を豊かにしていきと、こういうのがモットーです。だから我々不安視するのは、そういう人たちさやらせたいんですよ。だから育てていくのはいいんだけど、今言うように不安だわけすよ。それがもう頭の中さ入ってるんだす。それでお話してるんだすよ。あとは言いません。以上です。

○委員長（大山利吉） はい。今、小松委員の色々なご意見ご要望等十分踏まえながら、やっていただきたいと思います。小松委員、それでよろしいですか。

○委員（小松栄治） はい。

○委員長（大山利吉） ほかにございせんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようでございしますので、質疑を終結いたします。

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 1 時 5 8 分 ）

（ 再 開 午後 2 時 0 0 分 ）

○委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第 204 号「平成 24 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、市立大曲病院の予算について議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤市立大曲病院事務長。

○市立大曲病院事務長（伊藤和保） はい。

○委員長（大山利吉） はい、伊藤事務長。

○市立大曲病院事務長（伊藤和保） 議案第 204 号「平成 24 年度大仙市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、市立大曲病院事業会計への繰り出し金にかかる予算についてご説明申し上げます。今回の補正につきましては、市立大曲病院事業会計の給与費が人事異動などにより 3,077 千円減額されることに伴う、一般会計からの繰り出し金についての減額補正であります。資料につきましては、資料 No.3 の大仙市補正予算（12 月

補正)の18頁になります。こちら、事項別明細書の歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、13目市立大曲病院費の市立大曲病院事業会計への繰り出し金についてでありますけれども、市立大曲病院事業会計では、人事異動などによりまして、給与費に3,077千円の不用額が生じ、その額を減額補正する予定でありますことから、この財源として繰り出すことにしております、一般会計からの繰り出し金についても、同じ額の3,077千円を減額し、補正後の予算額を233,923千円にしようとするものでございます。なお、大変申し訳ございませんけれども、この度の繰り出し金の減額の要因となります病院事業での給与費の減額の明細につきましては、議案第212号の市立大曲病院事業の補正予算の方で詳しくご説明申し上げたいと思いますので、よろしくお取りはからいますようお願い申し上げます。

以上、「平成24年度大仙市一般会計補正予算(第6号)」のうち、市立大曲病院事業会計への繰り出し金にかかる補正予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長(大山利吉) はい、当局の説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ないようですので質疑を終結いたします。これより議案第204号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) 討論なしと認めます。お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、ご苦勞様でした。ここで暫時休憩いたします。午後2時10分まで暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時03分)

(再開 午後2時10分)

○委員長(大山利吉) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第208号「平成24年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。鈴木学校給食総合センター所長。

○学校給食総合センター所長（鈴木喜一） はい。議案第208号「平成24年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。資料につきましては、資料No.3の61頁をご覧いただきたいと思います。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,008千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ934,387千円とするものであります。

次に66頁をご覧いただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入についてでございますが、2款1項1目「一般会計繰入金」6,008千円は一般会計からの繰入金でございます。

次に67頁をご覧いただきたいと思います。歳出給食事業費1款1項1目9事業の「職員人件費」についてでございますが、一般会計でも申しました通り、当初予算編成後の人事異動によりまして現職員14名分の人件費を精査した結果、給料・手当・共済費合わせて1,302千円の減額ということでございます。

次に、1款1項1目12事業「管理及び運営費」でございますが、詳細につきましては、事業説明書の9頁をご覧いただきたいと思います。補正額700,310千円、事業の目的、事業の目標につきましては記載の通りでございます。3の事業の概要でございますが、修繕料2,761千円です。内訳といたしましては、小破修理ということでは、1,000千円。これは、7センターの施設設備等に万一故障等が発生した場合、速やかに修繕の対応をするための予算でございます。その他は記載の通りですが、認定こども園関係、動力配線設備経費についてでございますが、来年4月からの仙北地域の幼稚園・保育園が認定こども園「せんぼくちびっこらんど」としてスタートいたします。3歳児から5歳児までの給食を仙北学校給食センターから提供することになります。土曜日、長期休業日の夏休み、冬休みの給食の食数の比較的少ない約100人程の調理をするために、小規模調理機器等を設置するための配線設備経費でございます。約132千円程かかる予定でございます。それから消耗品費についてでございますが、2,456千円ですが、内訳は、センターの食器破損でございます。仕切皿とか、ご飯の皿とかというもので800千円程でございます。それから認定こども園関係の食器、鍋、トレイ等を準備する予算といたしまして1,655千円程、それから備品購入費といたしまして2,093千円ですが、認定こども園関係の給食を作るためのIHヒーター、消毒保

管庫、一槽シンクなどを購入するものでございます。これは先程も申しました通り、土曜日、長期休業日の給食に対応するための備品でございます。現在の給食センターでは900食の調理する調理器具はございますが、土曜日、長期休業日等は材料が少なく調理ができないために小規模な調理器具等を購入するものでございます。それから、これまでの成果と今後の方向性については記載の通りでございます。それから、事務事業評価でございますが、いずれ改善しながら継続していくということです。それから、補正の財源内訳はすべて一般財源でございます。

以上ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（大山利吉） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、よろしくお願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第52号「教育費無償化」の前進をもとめることについてを議題といたします。当局より参考意見等ありましたら、三浦教育長、よろしくお願いいたします。

○教育長（三浦憲一） はい。1つ目の、国の責任で、すべて小・中学校、高校30人学級の実現というふうにあります。色々高校の方にも、私たち範疇外ですのでお聞きしました。そしたら、まず35人早くやってくれと、30人なんて先の分からないようなことよりも、35人を早くやってほしい、そういう要望がかなりあったということでもあります。それから2つ目の方ですが、高校無償化の維持・拡充です。色々高校から聞いてみました。やっぱり政権によってころころ変わるので、やっぱりちょっと継続して様子を見たいというような感じのほうが多くて、こうだ、ああだと、なかなか難しいという判断をしてる方が多かったということですね。それから、奨学金制度につきましても、今、市でも奨学金やってますし、それから県の育英会でもやってるし、日本の学生支援

機構でも大きな組織としてかなり救っていると、そういう状況なので、これもどういふふうな形で給付せということなのか、大変難しいのではないかという見解があったということをお伝えしておきます。

- 委員長（大山利吉） はい、ありがとうございました。ただ今、三浦教育長から参考意見が述べられました。ここで暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 2 時 1 7 分 ）

（ 再 開 午後 2 時 2 0 分 ）

- 委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより陳情第 5 2 号を採決いたします。本件は、挙手により採決します。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。（委員 6 人中、賛成 0）

賛成少数でありますので、よって本件は不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第 5 3 号「ゆきとどいた教育」の前進をもとめることについてを議題いたします。先程、三浦教育長から参考意見を頂戴いたしました。ここで暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 2 時 2 1 分 ）

（ 再 開 午後 2 時 2 2 分 ）

- 委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより陳情第 5 4 号を採決いたします。本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。（委員 6 人中、賛成 0）賛成の方がおりませんので、本件は不採択とすべきものと決しました。

ここで、職員入れ替えのため暫時休憩します。

（ 休 憩 午後 2 時 2 2 分 ）

（ 再 開 午後 2 時 2 3 分 ）

- 委員長（大山利吉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 2 1 2 号「平成 2 4 年度市立大曲病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題いたします。当局の説明を求めます。伊藤事務長。

- 市立大曲病院事務長（伊藤和保） はい。

- 委員長（大山利吉） はい、事務長。

- 市立大曲病院事務長（伊藤和保） 議案第 2 1 2 号「平成 2 4 年度市立大曲病院事業会計補正予算（第 1 号）」について、私の方から説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、本会議での説明と重複いたしますが、人事異動や看護師の入れ替わり

などによりまして、職員給与費に不用額が見込まれることから、関係予定額を減額補正しようとするものでございます。補正予算の内容につきましては、資料No.3の補正予算書101頁から108頁にかけて記載されておりますので、説明させていただきます。まず101頁の補正予算書の第2条でございます。予算第3条の、収益的収入及び支出の予定額の補正についてでございますが、102頁の補正予算実施計画書により説明させて頂きたいと思っておりますので、お聞きの方をお願いしたいと思います。また、108頁にこの表よりもさらに詳しい明細書がありますので併せてご覧いただきたいと思います。収入につきましては、第1款病院事業収益第2項医業外収益のうちの一般会計繰入金であります2目負担金交付金を、給与費の減額分と同額の3,077千円減額し、補正後の予定額を233,923千円にしようとするものでございます。また、支出につきましては、第1款病院事業費用第1項医業費用のうちの1目給与費のうち、看護師、事務員、労務員の給料、各手当、退職手当組合負担金につきましては人事異動などにより、また、法定福利費については、負担率の減少などにより不用額が見込まれますことから、これらの職種に係る給料合計で278千円、同じく手当合計で、676千円、法定福利費で、1,727千円、退職手当組合負担金で396千円の合計で3,077千円の減額を行い、補正後の予定額を544,606千円にしようとするものでございます。以上によりまして、補正予算の101頁の第2条に記載がありますが、収益的収入及び支出の補正後の予定額は、収入では、第2項医業外収益が、235,069千円、第1款病院事業収益が1,004,364千円に、また、支出の第1項医業費用は957,328千円、第1款病院事業費用は1,004,364千円となるものでございます。また、今回の補正予算第3条といたしまして、この度の給与費の減額にともない、予算、第6条で定められておりました、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費のなかの(1)職員給与費につきましても、3,077千円が減額となりますことから、544,606千円に改められるものでございます。なお、102頁の補正予算実施計画以降の頁につきましては、予算に関する付属書類となっております。今回の補正額の内訳記載となっておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、「平成24年度市立大曲病院事業会計補正予算(第1号)」につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(大山利吉) はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、市立大曲病院の審査は終了いたします。ご苦労様でございました。ここで暫時休憩します。

(休 憩 午後 2 時 2 9 分)

(再 開 午後 2 時 3 0 分)

○委員長 (大山利吉) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りいたします。ただ今、お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 (大山利吉) ご異議なしと認め、そのように決しました。

この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員 (佐藤孝次) 先程は柴田洋子に関わる絵の件について予算を通していただき、ありがとうございました。角間川のまちづくりの会の一員ですので、改めてお礼申し上げたいと思います。このものが絵が飾られる状況になった際は是非とも委員の皆さんにご覧いただきたいと思います。よろしくどうかお願いします。

○委員長 (大山利吉) 佐藤委員、いつ頃。

- 委員（佐藤孝次） まだ段ボールに詰まったままなので、予算を通していただいたので早速手当を、対応しようと思います。
- 委員長（大山利吉） 是非。他に前、大野委員から言われた備品についてもありますが。角間川の三上洋子さんの遺作は、次の定例まで並べるか。
- 委員（佐藤孝次） その前まで。
- 委員長（大山利吉） せば、それ並べてければ。それを並べることを前提に、柴田洋子さん、三上洋子さんの遺作品をとということで、予算もついたことだし、この1点でいかがですか。
- 委員（大野忠夫） 委員長。
- 委員長（大山利吉） 今、大野委員から備品のことで発言があるけど。
- 委員（大野忠夫） この前言った通りで、ただ、延びてるだけで。各学校で色んなもの出すんだけど、学校によって教育方針が違って、購入してるものが違う、実験してるものが違うということで、あまりにも。大仙市ではだいたい同じようなことを実験していかねばねことなのでねがなという、俺は思いがあった。だから、この学校ではこういうこと専門にやるっていいんだども、なんだかそれぞれのところで。
- 委員（小松栄治） 使わねどって、それさいちやもんつけられねべ。その時必要で買ったもんだもの。
- 委員（大野忠夫） 皆さんいらねってば行かねってもいいども、俺1人でも行ってくる。どういふことやってるか、学校で。
- 委員（小松栄治） 学校訪問した時に見るのはいいども。
- 委員長（大山利吉） このような豪雪になる恐れもありますので、高齢者の住宅なり、万が一緊急に調査する可能性もありますので、そこら辺よろしくお願いします。
- これを持ちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。皆様方のご協力で本当にありがとうございました。大変お疲れ様でした。

午後2時37分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成25年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 大 山 利 吉